

2011年5月市議会 意見書（案）

- [意見書（案）第8号](#) 国庫負担の拡大で安心できる介護保険制度を求める意見書
- [意見書（案）第9号](#) 福島原発事故の危機収束と原発からの撤退を求める意見書
- [意見書（案）第10号](#) すべての聴覚障害者に情報アクセス・コミュニケーションの権利を保障する法整備を求める意見書
- [意見書（案）第11号](#) 労働者派遣法の抜本改正を求める意見書
- [意見書（案）第12号](#) 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書
- [意見書（案）第13号](#) 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書

国庫負担の拡大で安心できる介護保険制度を求める意見書（案）

【共産党提案】

2012年度の介護保険制度改正に向けて、政府が国会に提出した法案は、「要支援」者向けに行なわれている介護保険の訪問・通所サービスを、市町村の判断で「介護予防・日常生活支援総合事業」に移し、配食や見守りなどと組み合わせて保険給付の対象外にできるとしたものである。市町村が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」にも介護保険料や国・自治体の交付金が支出されるが、その事業費には上限が設けられている。

介護保険での訪問・通所サービスなどの事業には全国一律の基準があるが、この「総合事業」にはこうした基準がなく、市町村によってサービスの内容に格差ができることが懸念されている。同様に利用料についても、介護保険が定める「1割負担」より高くなることもあり得る。

「要支援」と認定しながら、「総合事業」の対象として保険給付の対象から外せば、介護を必要とする人が十分な介護サービスを受けられなくなるおそれがあり、介護を予防する上でも逆行するやり方と言わなければならない。

介護保険は、国や自治体が支出する公費と、国民が負担する保険料や利用料を財源に、公的な介護制度確立を目的として始められた。しかしもともと介護施設やサービスの体制が不足していた事に加えて、社会保障費の抑制を進めてきたことが、「介護難民」を生み出し、高齢者の保険料・利用料の負担が増える大きな原因となっている。

特別養護老人ホームの「待機者」は、介護保険が導入されてから10年間で4倍以上に増え2009年には42万人にもなり、介護のために仕事をやめなければならなかった人は13万人にもものぼる。国は国民の負担を増やすのではなく、公費負担を大幅に拡大し、誰もが安心して利用できる介護保険制度をつくるべきである。

よって国及び政府においては、以下の点についてその実現を図るよう強く要望する。

記

1. 「介護予防・日常生活支援総合事業」は、要支援と認定された高齢者の保険給付が市町村任せとなり、サービス低下につながる危険が大きいため、行わないこと。
2. 介護給付費への国庫負担を現在の4分の1から2分の1に引き上げること。
3. 特別養護老人ホームなどを計画的に増設し、待機者の解消を図ること。
4. 短期入所の緊急用ベッドの確保など公的な介護体制を充実し、高齢者が地域で安心して暮らせる条件を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

福島原発事故の危機収束と原発からの撤退を求める意見書（案）

【共産党提案】

東日本大震災のもとで発生した福島第一原子力発電所の事故は、1号機に続いて2号機・3号機でも炉心溶融が発生していたことが明らかになり、注水による冷却を行っているものの多量の放射性物質が大気中に放出され、いまだに収束の見通しが立っていない。

今回の事故はクリーンで安全・効率的といわれた原子力発電の危険性を国民の前に事実をもって明らかにした。地震や津波などでいったん冷却機能が失われれば、コントロールが困難になり、多量の放射性物質によって作業員の被曝をはじめとして周辺地域の住民の生活がまるごと失われるなど、その被害は計り知れない。

しかも、これほどの重大事故に対して原子力安全保安院や東京電力などの提供する情報が不正確であったり遅れるなどしていることは、国民の安全確保の面でも、事態を打開させるためにも許されるものではない。

今求められることは、原発事故の危機収束に向けて政府が一元的に責任をもって、国民に対して正確で速やかなデータの公表を行い、世界と日本の英知を集めて収束計画を示すこと、また、住民の被害に対する速やかで全面的な賠償を行うことである。

これまで政府や電力会社は「安全神話」を国民に宣伝し、自らもこれにおぼれて十分な安全対策を怠ってきた。今回の事故は現在の原発の技術が本質的に未完成であり、莫大な放射性物質を長期間にわたって閉じ込めておくことはきわめて困難であること。さらに日本は世界有数の地震・津波国であり、我が国においては原発に頼らないエネルギー政策へと転換することが不可欠である。

よって国及び政府においては、以下の点を実施するよう強く求めるものである。

記

1. 日本政府が原発からの撤退を決断し、自然エネルギーへの転換を進めるなど、原発をゼロにする期限を定めたプログラムを作成して国民に示すこと。
2. 正確な原発事故のデータを公表し、あらゆる知恵を結集して収束計画を策定すること。
3. 東京電力や関連会社などの負担を基本として、被害に対する全面的補償・賠償を速やかに行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

すべての聴覚障害者に情報アクセス・コミュニケーションの権利を保障する法整備を 求める意見書（案）

【共産党提案】

日本における聴覚障害者、盲ろう者の状況は、障害の程度や種類を問わず、社会参加や日常生活の場面における情報アクセスとコミュニケーションの保障、その他の必要な支援が極めて不十分である。

基本的人権として憲法にある「教育を受ける権利」、「勤労の権利」、「裁判を受ける権利」を保障する公的な情報・コミュニケーションの保障と支援制度がなく、国民に平等に提供されるべき医療・介護・行政サービスにおいても情報・コミュニケーションの保障制度がない。

東日本大震災においても、聴覚障害のため、津波警報が分からない、福島第一原発に関する情報が分からないなど、また、復旧・復興への取り組みにおいても、聴覚障害者に対する情報、コミュニケーションの保障が無いままでは、孤立してしまい、取り残される懸念が大きい。

聴覚障害者・コミュニケーションに配慮が必要な者にとって、基本的な社会インフラである電話、放送、インターネットの利用ができないことは命に関わる問題でもある。

障害者権利条約は手話や文字表示、触覚など、意思疎通のある形態、手段、様式をコミュニケーションと定義し、自ら選択するコミュニケーションにより、表現及び意思の自由についての権利を行使することを確保する措置をとると規定している。

よって国及び政府においては、聴覚障害者の自己選択・自己決定を基本とした社会参加ができるよう以下の点について取り組みの強化を強く求めるものである。

記

1. 手話を「言語」として定義することをはじめ、障害者基本法や障害者差別禁止法において「言語」、「コミュニケーション」、「情報」についての定義、権利規定を明記し、聴覚障害者の基本的人権として社会のあらゆる場面で情報とコミュニケーションを保障するための法整備を行うこと。
2. 法整備にあたって、障害者の情報・コミュニケーション施策の基本となる「情報・コミュニケーション法（仮称）」を創設すること。
3. 障害者自立支援法に代わる新法の制定において、障害の程度によらず、すべての聴覚障害者が必要とする福祉サービス、相談支援、当事者支援事業を受けられる環境整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

労働者派遣法の抜本改正を求める意見書（案）

【共産党提案】

東日本大震災により、被災地のみならず、わが国の経済、産業は未曾有の被害を被り、被災地の生活・雇用・産業の再建、日本全体の経済の回復が大きな課題となっている。しかし、日本国内の経済成長は低迷を続け、過去 10 年間に於いて主要 7 力国の中で唯一国内総生産が停滞している国となっている。外需だのみによる大企業中心の経済・労働政策を続けてきた結果、10 年間で大企業の利益は 2 倍以上に増加し、内部留保も 142 兆円から 229 兆円に膨らむ一方で、労働者の賃金は 10% 低下するなど、国民が生んだ富を大企業が「独り占め」し、国民生活に格差と貧困をもたらし、日本の景気を低迷させる悪循環を生み出してきた。

労働者の賃金を増やし、安定した雇用創出など、家計・内需主導による経済成長の転換が強く求められている。とりわけ労働者派遣法は、派遣切りやワーキングプアなど労働者の生活を脅かし、貧困をひろげる役割を果たしてきた。労働者派遣法を抜本改正し、正規雇用が当たり前のルールをつくることが急務である。

しかし、2010 年 3 月に政府が国会に提出した労働者派遣法改正案は「製造業派遣、登録型派遣の原則禁止」を唱えながら、実質は派遣労働を温存するものとなっている。

一点目は製造業派遣において、製造業で働く 56 万人の派遣労働者の 63% を占める「常用型派遣」を禁止の例外としていることである。厚生労働省の定義では、短期の雇用契約の繰り返しであっても 1 年を超える見込みがあれば「常用型派遣」とみなされることになる。

二点目は登録型派遣においても、派遣労働者の 399 万人のうち 100 万人を占める「専門 26 業務」について禁止の例外としていることである。この「専門 26 業務」には登録型派遣で働く労働者の半数近くが従事するパソコンなどを使用する「事務用機器操作業務」が含まれるなど、「専門性」を認められないものが多く含まれている。

現行改正案は、このような問題点を含み、現在にいたっても実現の見込みがたたない状況にある。しかし、震災からの復旧・復興において、労働者に広がった貧困と格差の是正が緊急に求められており、本来の労働者派遣法改正の目的に沿った改正は焦眉の課題である。

よって国及び政府においては、次の点を踏まえた労働者派遣法改正を強く求めるものである。

記

1. 製造業派遣はきっぱりと派遣労働を禁止するとともに、「常用型派遣」を「禁止の例外」とする規定を撤回すること。
2. 「専門 26 業務」を見直し、正社員を派遣に置き換える「抜け道」にさせないこと。
3. 事前面接の解禁など規制緩和をすすめる内容を撤回すること。
4. 派遣労働者の雇用と権利を守るうえで、実効ある改正案にするために、派遣会社での名ばかりの「常時雇用」でなく期限の定めのない雇用にすること。偽装請負や期間制限違反などの違法派遣の場合は、派遣先企業が直接雇用をしていたものとする「見なし雇用」を実効性のあるものとする。また、派遣労働者への不当な差別や格差を是正するために均等待遇原則を明記すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書（案）

【公明提案】

これまで公立学校施設は大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきた。

今回の東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集また発信する拠点になるなど様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されている。しかし一方で、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障をきたし、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになった。こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能の在り方について、様々な見直しが求められている。

政府は、公立学校施設の耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望に応え、毎年予算措置等を講ずるなど、積極的な推進を図っているが、本来これらの施策と並行して全国的に取り組まなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情である。

よって国及び政府においては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において、地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能のいっそうの強化が不可欠であるとの認識に立ち、以下の項目について、速やかに実施するよう強く要望する。

記

1. 公立学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
2. 公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき、必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対し、その周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと。
3. 公立学校施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること。
4. 公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、様々な機会を活用して地方公共団体に情報提供すること。
5. 公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう、制度を集約し、窓口を一元化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書（案）

【全会派共同提案】

本年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。巨大津波は東北地方や関東、北海道に至る広い地域に甚大な被害をもたらし、尊い人命が数多く失われ、いまだ多くの方が行方不明となっている。被災された方々は今なお不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められている。

さらに、港湾や農地が破壊された農林水産業や交通インフラ分断の影響により生産活動の縮小した経済状況からは、激甚災害指定や被災者生活支援制度の拡充はもとより新たな法制度による措置等、従来の災害復旧支援を超えた対策が求められる。

また、高濃度の放射能汚染が生じた「東京電力福島第1原子力発電所」の事故対応では、国の責任のもと最終的な収束まで予断を許さず、徹底した対策を講ずるべき状況である。

あわせて、震災に対する海外の反応は、日本の経済・安全に懸念を示しており、海外からの投資・輸出入に影響を与えていることから、日本全体に影響を及ぼす経済的打撃の克服、既存原発の安全性確保、新たな地震・津波対策等、政府が具体的に総合的な復興ビジョンを策定することは、国民への重要なメッセージとなり、さらには国際的信頼を取り戻す必須の第一歩と考える。

よって国及び政府においては、以下の対策について緊急に行うことを強く求める。

記

1. 被災者の救援・被災地の復興支援策を早急に実施するとともに、震災による国家的危機にあたり、国民の生命と財産を守る防災対策をはじめとする新たな安全確保事業を国家プロジェクトとして実施すること。
2. 今回の大震災は、歴史上類例を見ないほど広域かつ複合的な災害であるため、復興にあたっては一元的かつ総合的な機関を設置し、既存制度の枠組みを超える対策を実施すること。
3. 復興にあたっては被災者の生活再建を基本とし、地元住民や自治体を主体とした総合的な復興ビジョンを策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。